

一般社団法人日本高次脳機能学会 学術研究助成制度規則

第1条 一般社団法人日本高次脳機能学会学術研究助成制度は、高次脳機能障害の臨床領域における学術研究に対して助成金を交付することにより学術活動を奨励し、もって社会に寄与することを目的とする。

第2条 一般社団法人日本高次脳機能学会（以下、本学会という）は、前条の目的を達成するために、助成金の申請を受け付け、審査の上、これを交付する。

第3条 第1条における学術研究とは、倫理的配慮にもとづき、研究課題名、目的、方法、予想される結果について明記でき、かつ、一定の予算のもとに遂行できるものをいう。

第4条 本規則は、理事会の承認を得て、変更することができる。

附則 本規則は、2018年1月1日より施行する。